

藤沢記者クラブ各位

新型コロナウイルス感染症の影響による 各種支援制度手続きに必要な各種証明書の手数料を免除します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方が、各種支援制度手続きを行う際に必要な、戸籍関係証明書、住民基本台帳関係証明書、印鑑登録証明書、市税に関する各種証明書等の交付手数料を免除(無料)します。

1 手数料を免除する証明書の種類

- (1) 住民票の写し(除票を含む)
- (2) 住民票記載事項証明書
- (3) 印鑑登録証明書
- (4) 戸籍(全部・個人)事項証明書
- (5) 除籍(全部・個人)事項証明書
- (6) 所得(課税)証明書・非課税証明書
- (7) 納税証明書
- (8) 固定資産評価証明書・算出税額証明書
- (9) その他、市税に関する各種証明書

2 免除を行う期間

2020年(令和2年)5月25日(月)から当面の間

3 取扱窓口等

- (1) 藤沢市役所本庁舎 市民窓口センター、税制課
- (2) 各市民センター
- (3) 郵送による申請

※郵送では、印鑑登録証明書の取り扱いはしていません。

※コンビニ交付は、申請時に利用目的・用途を確認できないことから免除となりません。

4 申請の方法

証明交付申請書の利用目的欄又は余白に「新型コロナウイルス感染症に伴う融資や貸付制度等の申請に利用する旨、及び各種支援制度名・提出先」等を記載していただきます。

5 証明書への押印

交付する各種証明書には、利用用途を限定するため次の内容を押印します。

「新型コロナウイルス感染症に係る各種支援制度等専用」

6 免除の根拠

藤沢市手数料条例第6条第1項第5号

7 対象となる制度

新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策のために行政・民間が実施する融資や貸付制度等の各種支援制度

*この資料に関する問い合わせ先

【住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本等に関する各種証明書の手数料免除について】

藤沢市役所 市民自治部 市民窓口センター

担当：山口、関口

直通：0466(50)3589

【市税に関する各種証明書の手数料免除について】

財務部 税制課

担当：金井、小松

直通：0466(50)3570